

公立大学法人名桜大学企画戦略会議規程

(平成26年6月20日制定)

(設置)

第1条 公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）に、公立大学法人名桜大学企画戦略会議（以下「企画戦略会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 企画戦略会議は、学長の指示に基づき、法人が有する教育・研究・地域貢献上の諸課題について戦略的に取組むための調査・分析及び必要な施策の企画・立案を行う。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 総務企画部長
- (5) その他学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長に学長を充て、副委員長は学長が指名する者を充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 企画戦略会議に、学長の諮問に応じて専門的な事項を調査・分析を行うためのワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 企画戦略会議の庶務は、総務企画部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、企画戦略会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月20日から施行する。